**地域診療情報連携システムの概要**

別紙６

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 電子カルテ閲覧システム | 地域診療連携パス（未運用） | 地域連携シート（未運用） |
| 概　　要 | 地域医療機関から母子Cに紹介された患者が母子Cでの治療を終えて、再び地域医療機関に戻る際に、母子Cでの検査結果や受診内容を地域医療機関が把握できるようにするもの | 医療的措置を必要とする患者児童が、入院中から在宅医療へ移行するために、院内のみならず外部の関係機関とも連携して、支援を進めていくための手順を示したチェックシート | 在宅医療に移行する患者児童の長期にわたる生活を支援するために、医療機関のみならず、保健、福祉、教育機関等が連携して、在宅での生活全体を支援していくためのチェックシート |
| 実施主体 | 母子C | 母子C | 母子C |
| 参加機関 | 母子C、地域医療機関 | 母子C、地域医療機関、在宅医療支援機関 | 母子C,地域医療機関,在宅医療支援機関  （但し、パスより範囲拡大） |
| 対　　象 | 母子Cを受診する患者（全症例） | 在宅高度医療児 | 在宅高度医療児 |
| 取扱個人情報の内容 | カルテ情報の一部 | 医療機関及び在宅医療支援機関が提供するサービス給付状況（給付の有無のみで内容記載はなし） | 左に同じ |
| 同意取得者 | 母子Cの医師 | 母子Cの医師 | 母子Cの医師、保健所の保健師 |
| 個人情報入力主体 | 母子Cのみ | 参加機関すべて | 参加機関すべて |
| 守秘義務体制 | 医師法等の業務関係法令等による守秘義務あり | 左に同じ | 左に同じ |
| 運用要領 | 大阪母子医療センター地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱 | 大阪母子医療センター地域診療情報連携システムを利用した小児在宅医療移行地域連携パスの運用及び管理に関する要綱 | 大阪母子医療センター地域診療情報連携システムを利用した小児在宅生活支援地域連携シートの運用及び管理に関する要綱 |
| 個人情報消去時期 | 医師法24条（カルテ保存期間5年）に  準ずる | 医師法24条（カルテ保存期間5年）に  準ずる | 医師法24条（カルテ保存期間5年）に  準ずる |